

## 拡大型指名競争入札の公表

平成 29 年 11 月 27 日

契約責任者 東日本高速道路株式会社 北海道支社  
支社長 大越 良記

次のとおり拡大型指名競争入札を実施しますので、お知らせします。

本件は、下記「1-1 工事の名称」に示す 2 件の工事（以下「対象工事」という。）を対象として、以下のとおり落札予定者の決定手続きを行う調達である。

対象工事の落札予定者の決定は、下記「1-1 工事の名称」に示す から の順番で行い、二番目に開札する工事の落札予定者の決定手続きは、当該工事の前に開札した工事の落札予定者の決定後又は不成立若しくは不落札の確定後に行う。

対象工事のうち下記「1-1 工事の名称」の の工事については、契約制限価格の制限の範囲内において有効な入札をした者のうち最低の入札価格により入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札予定者とする。

の工事を除く対象工事については、落札予定者の決定に先立ち、最低価格入札者に対し、特記仕様書で定める技術者の配置等の施工体制確保の可否について確認を行い、可能であることが確認できた場合に落札予定者として順次決定する。

上記 の可否確認の結果、技術者の配置等の施工体制確保が不可能であった場合は、その時点において、当該入札者が既に落札者又は落札予定者として決定している工事に係る入札を除き、当該入札を無効としたうえで、最低価格入札者の次順位者に対して同様の手続きを行うこととし、以降同様とする。

上記 により入札を無効とした場合において、当該入札者に対しては、入札無効以外の不利益措置は講じない。

落札予定者の決定後、下記「5. 入札・開札に関する事項」中「5-2 入札・開札執行」(7) に示す低入札価格調査等により、当該落札予定者のした入札が無効となった工事がある場合は、当該工事について、最低価格入札者の次順位者に対して、上記 の「技術者の配置等の施工体制確保の可否についての確認」等の手続きを行う。

なお、この手続きは、上記 及び により決定した全ての落札予定者につき、「落札者決定」又は「落札予定者の入札無効」が確定した後、上記 に定める順番に行うこととし、以降の手續きにおいて落札予定者の入札が無効となった場合も同様とする。

入札者は、対象工事のうち複数の工事の落札者となることができる。

### 1. 拡大型指名競争入札に付す事項

1-1 工事の名称	道央自動車道 千歳 I C 橋（ロッキング橋脚）耐震補強工事 道央自動車道 北広島 I C 橋（ロッキング橋脚）耐震補強工事
1-2 工事場所	自）北海道千歳市泉沢 至）北海道北広島市大曲並木 自）北海道恵庭市牧場 至）札幌市厚別区上野幌
1-3 工事種別	土木工事（A 等級又は B 等級）

1-4 工事概要	<p>本工事は、千歳IC周辺のロッキング橋脚を有する橋梁（千歳IC橋、桜森橋、長都橋、西島松橋、輪厚橋）について、耐震補強を行うものである。</p> <p>本工事は、北広島IC周辺のロッキング橋脚を有する橋梁（北広島IC橋、百年橋、開拓橋、里塚1号橋）について、耐震補強を行うものである。</p>
1-5 工期	契約保証取得の日の翌日から 1,020 日間

## 2. 拡大型指名競争入札の実施等に関する事項

2-1 指名競争入札実施理由	当該工事は、東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第6条第2項 - -イ) に該当するため、拡大型指名競争とする。
2-2 指名通知の日	平成29年11月27日
2-3 指名基準	<p>(1) 指名通知の日において、「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年度細則第16号)」第6条の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 指名通知の日において、工事種別「土木工事」にかかる東日本高速道路株式会社(以下「NEXCO 東日本」という)の「平成29・30年度工事競争参加資格」を有し、かつ「A等級又はB等級」の認定を受けていること。</p> <p>(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、NEXCO 東日本が別に定める手続きに基づき上記(2)の資格の再認定を受けており、かつ、上記(2)の等級に格付けされていること。</p> <p>(4) 指名通知の日において、NEXCO 東日本から「東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領」に基づき、「地域1(北海道支社が所掌する区域)」において競争参加資格停止措置を講じられている者でないこと。</p> <p>指名通知の日から落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、NEXCO 東日本から「地域1(北海道支社が所掌する区域)」において競争参加資格停止措置を講じられた場合は、競争に参加することができない。</p> <p>(5) 平成14年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。</p> <p>同種工事：下記を必要とする。</p> <p>【 , 】</p> <p>a) 道路橋下部工の耐震補強を実施した工事</p> <p>b) 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路における車線規制(車線減少規制又は片側交互通行規制)を実施した工事</p> <p>なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。</p> <p>当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り施工実績として認める。</p> <p>ただし、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績は、企業の施工実績として認めない。</p>

	<p>また、非指名者において記載した工事が、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」）を発注者から通知されている場合で、次のイ)又はロ)に該当する工事は施工実績として認めない。</p> <p>イ) NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事</p> <p>ロ) 上記以外の高速道路会社、国、地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事</p> <p>(6) 次に示す当該工事に係る設計業務等の請負人でないこと。</p> <p>[ 設計業務等の請負人 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道央自動車道 千歳 I C 橋耐震補強設計 （請負人：東洋技研コンサルタント㈱）</li> <li>・ 道央自動車道 桜森橋耐震補強設計 （請負人：日本エンジニアリング㈱）</li> <li>・ 道央自動車道 長都橋耐震補強設計 （請負人：㈱総合技術コンサルタント）</li> <li>・ 道央自動車道 千歳 I C 橋耐震補強設計 （請負人：東洋技研コンサルタント㈱）</li> <li>・ 道央自動車道 里塚 1 号橋耐震補強設計 （請負人：日本工営㈱）</li> </ul> <p>(7) 次に示す監督を担当する部署の施工(調査等)管理業務の請負人として、当該工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に次に示す施工(調査等)管理業務の請負人でないこと。</p> <p>[ 施工(調査等)管理業務の請負人 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 札幌管理事務所管内施工管理業務 （請負人：㈱横浜コンサルティングセンター）</li> <li>・ 札幌管理事務所管内施工管理業務 （請負人：㈱横浜コンサルティングセンター）</li> </ul> <p>(8) 平成 27・28 年度に完成した NEXCO 東日本における当該工種の工事成績の平均点が 2 年連続で 65 点未満でないこと。ただし、平成 28 年度以前の成績にあつては、「土木工事」及び「のり面処理工事」に属する工事を同一工事種別とする。</p>
--	--

### 3. 指名を受けていない者(非指名者)の競争参加に関する事項

<p>3-1 非指名者の競争参加資格</p>	<p>非指名者のうち次の 又は のいずれか及び に該当する者は本競争入札に参加することができる。</p> <p>NEXCO 東日本の「平成 29・30 年度工事競争参加資格」の有資格者のうち指名基準の(1)から(3)及び(5)から(8)を満たす者</p> <p>NEXCO 東日本の「平成 29・30 年度工事競争参加資格」の無資格者のうち指名基準の(1)、(3)及び(5)から(8)を満たす者</p> <p>審査基準日(「3. 指名を受けていない者(非指名者)の競争参加に関する事項」中「3-4 競争参加に必要な手続」(1)に示す競争参加資格確認申請書の提出期</p>
------------------------	---

	<p>限日をいう。以下同じ)から落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、NEXCO 東日本から「地域1(北海道支社が所掌する区域)」において競争参加資格停止措置を受けていないこと。</p>
3-2 競争参加に必要な条件	<p>(1) 契約責任者から競争参加資格があると認められること。 競争参加資格確認結果通知予定：平成30年1月10日(水)</p> <p>(2) 開札時において、工事種別「土木工事」にかかるNEXCO 東日本の「平成29・30年度工事競争参加資格」を有し、かつ「A等級又はB等級」の認定を受けていること。</p>
3-3 契約図書の交付方法等	<p>交付期間：平成29年11月27日(月)から平成29年12月25日(月)まで 交付方法：標準契約書案【土木工事契約書】、入札者に対する指示書【郵送入札】《工事(土木・施設)共通》、共通仕様書(特記仕様書に記載の共通仕様書を使用すること)、金抜設計書、特記仕様書及び設計図等は、NEXCO 東日本のホームページよりダウンロードすること。 (標準契約書案、入札者に対する指示書及び共通仕様書) <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</a> (拡大型指名競争入札の公表(本書)、金抜設計書、特記仕様書及び設計図等) <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</a></p>
3-4 競争参加に必要な手続	<p>(1) 競争参加資格確認申請書の作成及び提出《記3-1 の者とともに必要》 作成方法：交付する競争参加資格確認申請書書式に記載のとおり 提出期限：平成29年12月25日(月)午後4時00分 提出場所：当該工事の「契約担当部署」 NEXCO 東日本北海道支社技術部調達契約課 (住所)〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西5丁目12番30号 (電話番号)011-896-5777 提出方法：書留郵便又は信書便(提出期限までに必着) 提出書類：競争参加資格確認申請書(様式1) 施工実績(様式2) 各 正1部、副1部</p> <p>(2) NEXCO 東日本の「平成29・30年度工事競争参加資格」審査申請書の作成及び提出《【<b>要注意</b>】記3-1 の者のみ必要》 作成方法：NEXCO 東日本ホームページ『平成29・30年度競争参加資格審査のご案内【工事】』参照 <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/quarification/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/quarification/</a> 提出期限：下記の提出場所に確認すること。 提出場所：NEXCO 東日本本社経理財務部調達企画課 (住所)〒100-8979 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号 新霞が関ビルディング17階 (電話番号)03-3506-0214 提出方法：事前に一度電話連絡の上、郵送(書留郵便)でのみ受付(提出期限までに必着) 〔宛名面に「緊急認定」と記載すること。〕</p>

4. 競争参加資格に関する事項

<p>4-1 設計業務等の請負人等との資本又は人事面の関係</p>	<p>指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記 に示す当該工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人又は当該請負人若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。</p> <p>イ) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者</p> <p>ロ) 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者</p> <p>設計業務等の請負人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道央自動車道 千歳 I C 橋耐震補強設計 （請負人：東洋技研コンサルタント(株)）</li> <li>・ 道央自動車道 桜森橋耐震補強設計 （請負人：日本エンジニアリング(株)）</li> <li>・ 道央自動車道 長都橋耐震補強設計 （請負人：(株)総合技術コンサルタント）</li> <li>・ 道央自動車道 千歳 I C 橋耐震補強設計 （請負人：東洋技研コンサルタント(株)）</li> <li>・ 道央自動車道 里塚 1 号橋耐震補強設計 （請負人：日本工営(株)）</li> </ul>
<p>4-2 施工（調査等）管理業務の請負人等との資本又は人事面の関係</p>	<p>指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記 に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、当該工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと又は現に下記 に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。</p> <p>イ) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者</p> <p>ロ) 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者</p> <p>施工（調査等）管理業務の請負人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 札幌管理事務所管内施工管理業務</li> </ul>

	<p>(請負人：(株)横浜コンサルティングセンター)</p> <p>・札幌管理事務所管内施工管理業務</p> <p>(請負人：(株)横浜コンサルティングセンター)</p>
4-3 入札に参加しようとする者との間の資本又は人的関係	<p>指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。</p> <p>1. 資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。</p> <p>1) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ)の関係にある場合</p> <p>2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>2. 人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。</p> <p>ただし、1)については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ)の一方が、再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。</p> <p>1) 一方の会社等の役員(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ)を現に兼ねている場合</p> <p>3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p><b>【役員】の定義</b></p> <p>株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)</p> <p>持株会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう)の業務を執行する社員</p> <p>組合の理事</p> <p>から に準ずる者</p> <p><b>【管財人の定義】</b></p> <p>民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人</p> <p>3. その他入札の適正さが阻害されると認められる場合</p> <p>組合(共同企業体を含む)とその構成員が同一の入札に参加している場合</p> <p>その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>
4-4 競争参加資格に関する留意事項	<p>当該工事の受注者、当該工事の下請負人又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、当該工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工(調査等)管理業務」の入札に参加又は当該「施工(調査等)管</p>

	<p>理業務」を請負うことはできない。</p> <p>なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の 又は に該当する者である。</p> <p>当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者</p> <p>業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者</p>
--	---

## 5. 入札・開札に関する事項

<p>5-1 入札前価格交渉方式の概要及び留意事項</p>	<p>(1) 当該工事は、入札前に入札者に対し NEXCO 東日本が指定する項目に係る見積書の提出を求め、その見積書を活用して契約制限価格の設定を行う入札前価格交渉方式の対象工事である。</p> <p>(2) 入札前価格交渉方式とは、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載した項目について、入札者から見積書の提出を求め、見積書提出後 NEXCO 東日本と入札者のうち NEXCO 東日本がくじ引きにより選抜した 3 者（入札者が 3 者以下の場合には全ての入札者をいい、以下「選抜交渉対象者」という。）との間で、見積書に記載された内容が、設計図書のパフォーマンス・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて交渉を行い、その結果に基づき、変更の有無に係らず選抜交渉対象者から最終見積書の提出を求め、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認められた最終見積書を活用することを基本として契約制限価格の設定を行う方式をいう。</p> <p>(3) 入札者は、「交渉対象」とされた項目の見積書を、次に示すとおり提出しなければならない。</p> <p>提出期限：平成 29 年 12 月 25 日（月）午後 4 時 00 分</p> <p>提出場所：記 3-4「競争参加に必要な手続」（1）記載の「契約担当部署」</p> <p>提出方法：書留郵便又は信書便（提出期限までに必着）</p> <p>提出書類：見積書（様式 3-1～3-3 及び添付資料）</p> <p>書面：正 1 部、副 1 部</p> <p>CD-R：1 枚（PDF ファイル、様式 3-2 については、Excel 形式（Microsoft Excel 2013 形式以下）のデータも保存すること）</p> <p>(4) 入札前価格交渉は、見積書提出期限以後平成 30 年 1 月 11 日（木）から平成 30 年 1 月 31 日（水）までの間を予定しており、詳細な日時については、別途連絡を行う。</p> <p>(5) 入札前価格交渉の交渉参加者は、当該工事の施工内容、資材又は機器のパフォーマンス・機能及び見積書（様式 3-1～3-3 及び添付資料）の内容を十分に理解し、説明が可能な者で、かつ交渉内容について協議・合意ができる者とし、複数名の参加を可能とする。</p> <p>ただし、選抜交渉対象者以外の下請企業や見積を徴収した企業等の外部の者の参加は認めないものとし、違反している事実が発覚した場合は、競争参加資格の取り消しを行う場合がある。</p>
-------------------------------	--

	<p>(6) 入札前価格交渉の交渉回数は、すべての選抜交渉対象者と1回以上行うことを原則とし、交渉状況に応じて3回程度とする。</p> <p>(7) 入札前価格交渉により双方が合意した事項は、その都度交渉の場において確認を行うものとする。</p> <p>(8) 選抜交渉対象者は、上記(7)において合意された事項を反映させた最終見積書(様式3-1~3-3及び添付資料)を提出しなければならない。</p> <p>また、入札前価格交渉によっても見積書(様式3-1~3-3及び添付資料)から変更が生じない場合も同様とする。</p> <p>なお、最終見積書の提出方法は、上記(3)に基づくものとし、提出期限は、平成30年2月7日(水)午後4時00分を予定しており、詳細は最終の交渉時に連絡を行う。</p> <p>(9) 上記(3)及び(8)に示す提出期限までに見積書又は最終見積書の提出がされない場合は、当該入札者又は選抜交渉対象者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者又は選抜交渉対象者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。</p> <p>(10) 選抜交渉対象者は、最終見積書に基づいた入札を行うものとするが、入札時の交渉対象項目の金額は、最終見積書に記載された交渉対象項目の金額を超えない限り変更ができるものとする。なお、最終見積書に記載された金額を超える交渉対象項目が1項目でもある場合は、当該選抜交渉対象者が行った入札は無効とする。</p> <p>(11) 入札者は、入札書をNEXCO 東日本に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いはない。</p> <p>(12) 見積書又は最終見積書においてNEXCO 東日本が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、NEXCO 東日本に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該工事の競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。</p>
5-2 入札・開札執行	<p>(1) 入札書の提出</p> <p>提出期限：平成30年2月22日(木)午後4時00分</p> <p>提出場所：記3-4(1)記載の「契約担当部署」</p> <p>提出方法：書留郵便又は信書便(提出期限までに必着)</p> <p>なお、提出後はいかなる理由があろうとも差替え、変更又は取下げには一切応じないため、提出の際には不足・不備・不整合等ないよう十分確認の上、提出すること。</p> <p>書類の作成：入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。</p> <p>入札書：入札者に対する指示書[12]を参照のこと。</p> <p>単価表(書面及びCD-R)：入札者に対する指示書[13]を参照の上、様式については金抜設計書に基づき作成のこと(表紙は様式5のとおり)。</p>



	<p style="text-align: center;">総合評定値通知書(経審)の写し：入札者に対する指示書[14]を参照のこと。</p> <p>(2) 開札 開札日時： 平成 30 年 2 月 27 日（火）午後 1 時 30 分 平成 30 年 2 月 27 日（火）午後 3 時 00 分 開札場所：NEXCO 東日本 北海道支社 入札室</p> <p>(3) 開札への立会いのない場合の取扱いについて 開札への立会いのない入札者がした当初の入札は有効として取扱う。 ただし、再度入札を開札後速やかに実施する場合には、再度入札は辞退したものとみなす。</p> <p>(4) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照すること。</p> <p>(5) 落札者の決定方法 自動落札方式</p> <p>(6) 単価表の提出及び確認 当初の入札に際し、当初の入札書に記載の入札金額に対応する単価表の提出を求める。なお、入札時に単価表の提出のない者がした入札は無効とする。単価表は、NEXCO東日本が交付した金抜設計書を基に、単価及び金額を記載した上で、書面及び電子記録媒体（CD-R）に保存したものを提出すること。</p> <p>(7) 低入札価格調査 本競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。 なお、本競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。 また、本競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、上記の最低入札価格がその価格未満である場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。 低入札価格調査については、入札者に対する指示書 [ 25 ] を参照すること。</p>
--	---

## 6. その他の事項

6-1 質問の受付	<p>(1) 本競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。 受付期間：指名通知の日から平成 30 年 2 月 13 日（火）午後 4 時 00 分まで 受付場所：記 3-4(1)記載の「契約担当部署」 受付方法：質問書面（様式自由）を持参、書留郵便又は信書便（受付期間内必着）</p> <p>(2) 上記(1)により受け付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。 回答予定日：原則として、質問書を受け取った日の翌日から 5 日以内（休日を除く） 回答方法：NEXCO 東日本ホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本</p>
-----------	---

	<p>公告名」の「備考」)に掲載する。</p> <p><a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</a></p> <p>(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本ホームページを参照すること。 <a href="http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/">http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/</a></p>								
6-2 その他	<p>(1) 単価協議 有 ...入札者に対する指示書[26]を参照のこと。</p> <p>(2) 入札保証 不要</p> <p>(3) 契約保証(履行ボンド) 必要...入札者に対する指示書[29]を参照のこと。</p> <p>(4) 契約書の作成 必要...入札者に対する指示書[30]を参照のこと。 なお、作成方法については、落札者と協議する。</p> <p>(5) 使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(6) 入札の無効 入札者に対する指示書[27]を参照のこと。</p> <p>(7) 支払条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前払金 有：請負契約書第 34 条第 1 項に基づき前金払の請求をすることができる。 ただし、請負代金額が東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第 281 条の規定を満たさない場合はこの限りではない。</li> <li>・部分払 有：請負契約書第 37 条第 1 項に基づき部分払の請求をすることができる。</li> </ul> <p>(8) 支払限度額の比率</p> <p>請負契約書第 39 条 1 項に規定する各事業年度における請負代金額の支払限度額は、契約金額に次に示す比率を乗じ、四捨五入して有効数字を 2 桁とした額とする。</p> <p>ただし、最終年度における支払限度額は、契約金額から前年度までの支払額の合計を差し引いた額とする。</p> <p>【 表 】</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>20%</td> </tr> </table> <p>(9) 配置技術者</p> <p>契約締結後、特記仕様書「現場代理人等に関する事項」に記載の諸条件を満たす技術者を配置しなければならない。なお、諸条件を満たす技術者を配置できないときは、契約解除等の必要な措置を講ずる場合がある。</p> <p>(10) 三者協議会に関する事項</p> <p>当該工事は、工事の実施に先立ち、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、工事の品質をより向上させるため、及び施工途中において予期し得ない現地状況の変更等に伴い設計の変更を要する場合に適切な方針を得るために、発注者・受注者・設計者が一堂に会して技術情報の確認及び交換を行う、工事の品質確保を促進する設計施工共同連絡会議（以下「三者協議会」という。）</p>	平成 29 年度	0%	平成 30 年度	40%	平成 31 年度	40%	平成 32 年度	20%
平成 29 年度	0%								
平成 30 年度	40%								
平成 31 年度	40%								
平成 32 年度	20%								

	<p>を実施する対象工事である。</p> <p>なお、三者協議会の実施方法について以下に示す。</p> <p>NEXCO 東日本が、当該工事の三者協議会への参加について、設計者の同意を得た場合は、当該工事の落札者は、NEXCO 東日本及び設計者と「三者協議会の開催に係わる協定書」を締結するものとする。</p> <p>三者協議会の開催は、次に該当した場合に、必要の都度開催する。</p> <p>なお、開催に関わる事務は NEXCO 東日本が行うものとする。</p> <p>1) 工事着手前に当該工事の設計の理念及び意図を確認する場合</p> <p>2) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合</p> <p>3) その他、施工改善提案等について、受注者若しくは設計者から発注者に申し出があり、発注者がその開催を必要と認めた場合</p> <p>三者協議会の開催に伴う設計者の出席に要する費用は、NEXCO 東日本が負担する。</p> <p>(11) 火災保険等の付保 共通仕様書「保険の付保」に定めるとおりとする。</p> <p>(12) スライド条項の適用 請負契約書第 25 条 5 項（単品スライド）及び 6 項（インフレスライド）について適用する。</p> <p>(13) 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更 当該工事は諸経費に含まれる内容のうち、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて請負代金額を変更する試行工事である。</p> <p>営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費 （宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）</p> <p>労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用</p>
--	--

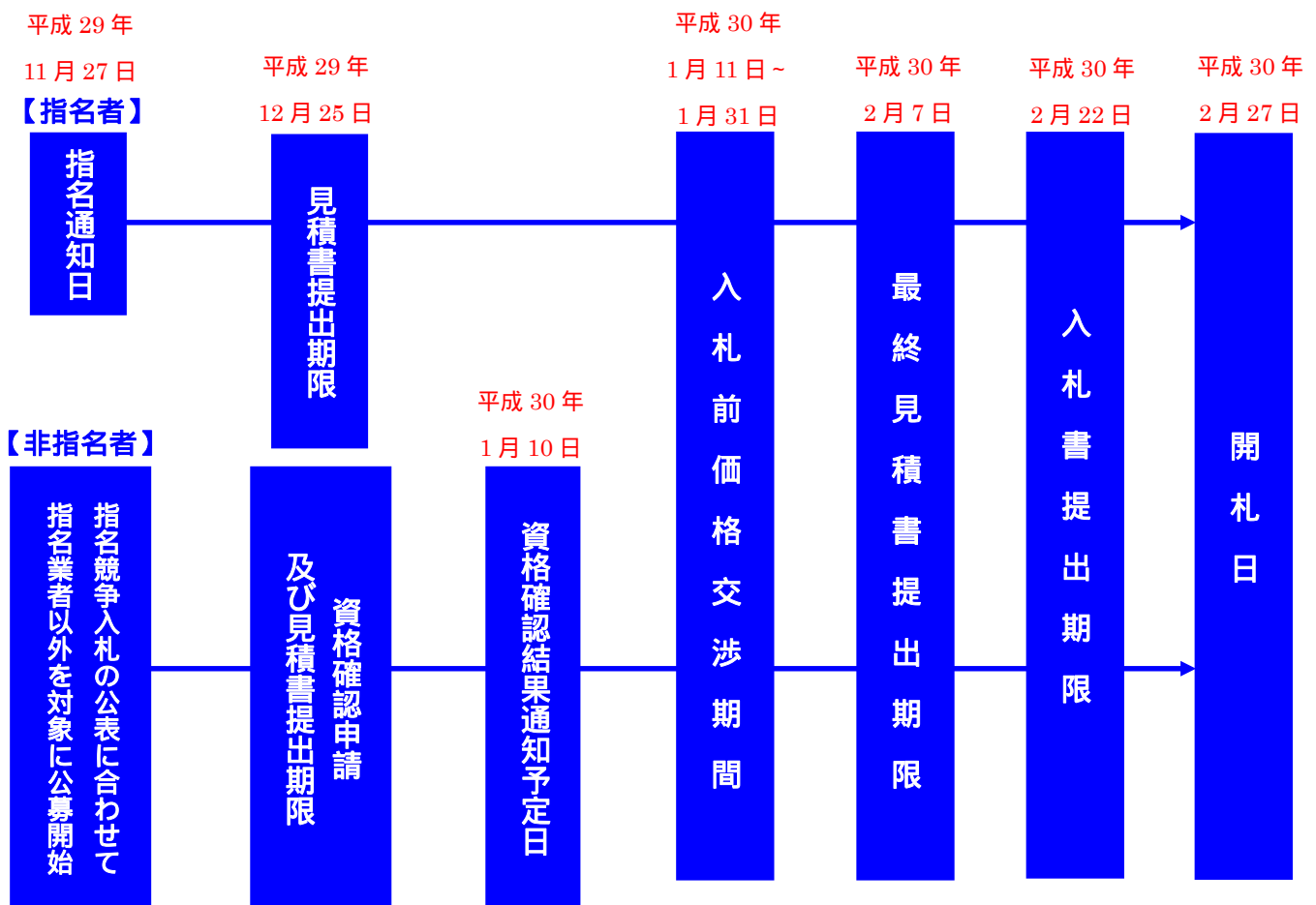
注) 非指名者のうち「競争参加資格がない」とされた者は、通知日の翌日から 7 日（休日を除く）以内に、当職に対し、氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。

## 拡大型指名競争入札方式について

### 概要及び目的

公募を併用した指名競争入札方式であり、一般競争入札で入札公告により競争参加希望者を募集しても希望者が極めて少なく十分な競争が確保されない場合や指名競争入札を行った際に参加者の多くが辞退し、有効な入札を行った者が1者のみとなって指名競争入札が競争不成立となる場合などに対応するため、指名競争入札により有資格業者を指名して確実な競争参加を確保するとともに、一般競争入札と同様、公募により指名業者以外の者の競争参加を求めることで、更なる競争性の拡大を期待した制度です。

### 手続きの流れ



なお、平成 29・30 年度競争参加資格の無資格者は、開札の日までに必要な工事種別にかかる資格の認定を受ける必要があります。